

令和 7 年度アーバンスポーツによる地域活性化事業 業務委託受託者選定実施要領

1. 目的

この要領は、アーバンスポーツを先進的に推進することで、本市の新たな魅力を広くアピールするとともに、「する・みる・ささえる」スポーツを推進させ、健康で活力あるまちづくりを実現することを目的とする「令和 7 年度アーバンスポーツによる地域活性化事業業務」を受託する者（以下「受託者」という。）を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度アーバンスポーツによる地域活性化事業
- (2) 業 務 内 容 「令和 7 年度アーバンスポーツによる地域活性化事業仕様書」のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日（月）まで
- (4) 見 積 限 度 額 22,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならない。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を参考として示すものである。また、令和 7 年度予算については、現在編成中であり、実際の契約額は、市議会の議決後の予算の範囲内において、受託候補者の提案内容等を参考に改めて見積りを徴した上で、決定するものとする。

3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。なお、共同企業体で参加する場合は、その構成企業は次に掲げる要件を全て満たしていること。

※応募者は、他の応募者の代表企業及び構成企業になることはできない。

- (1) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の兼職禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しないこと。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けてい

る者を除く。) でないこと。

- (5) 宇部市税、法人税並びに消費税及び地方消費税について滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する者並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する者でないこと。
- (8) 国、地方公共団体、公共・公益法人等が委託した本業務に類似した業務を、過去 5 年以内に完了した実績があること。

4. 応募者の公募手続

(1) 提出書類

番号	提出書類
1	(様式 1) 参加申込書
2	(様式 2) 企業概要書 会社案内パンフレット等
3	(様式 3) 受託業務実績書 受託実績が確認できる契約書等の写 受託業務が完了したことを証明する書類の写し ※宇部市入札参加資格（物品・業務委託等）の登録がない者は別途必要書類を提出すること。
4	(様式 4) 共同企業体構成書・共同企業体連絡先一覧 ※共同企業体の場合
5	(様式 5) 業務体制表 共同企業体にあつては、全ての構成企業のことを提出すること。
6	(様式 6) 企画提案書 (A4 判 30 ページ程度に収めること)
7	(様式 7) 質問書
8	(様式 8) 参加辞退届
9	(任意様式) 参考見積書 ※経費内訳も記載すること。

様式については、宇部市ウェブサイトよりダウンロードして入手すること。

宇部市公式ウェブサイト <https://www.city.ube.yamaguchi.jp>

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部（副本は複写可）

※副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出すること。

(3) 留意事項

ア 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とする。

イ この手続きの応募者が、市の業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、又は企画提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手

方とすることが不適當と認められる場合、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合がある。

ウ 提出された書類の著作権は、それぞれ作成した者に帰属する。ただし、市は提出された書類の全部又は一部を宇部市情報公開条例に基づき、公開することがある。

エ 市が受理した企画提案書等は返却しない。

5. 質問及び回答

実施要領や業務内容に関する質問は以下のとおりとする。

- ・受付期間 令和7年2月21日（金）から2月27日（木）午後5時までに必着
- ・提出書類 質問書（様式5）
- ・提出先 sports@city.ube.yamaguchi.jp
※ メール送信後、受信確認のため、電話連絡をすること。
- ・回答期日 令和7年3月3日（月）
※ 受け付けた質問に対する回答は、ウェブサイト上で公表する。

6. 参加申込書等の受付

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、FAX 又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「令和7年度アーバンスポーツによる地域活性化事業業務」とし、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 企業概要書（様式2）会社案内パンフレット、組織図等があれば添付すること。

※共同企業体にあつては全ての構成企業のことを提出すること。

※宇部市入札参加資格（物品・業務委託等）の登録がない者は以下の書類を提出すること。

（ア）登記記載事項証明書（法人）（発行から3か月以内のもの）

（イ）貸借対照表・損益計算書（直前期1事業年度分）の写し

（ウ）法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号様式「その3の3」、発行から3か月以内のもの）

（エ）宇部市税に滞納がないことの証明書（発行から3か月以内のもの、市内に営業所等がなく、宇部市税の納税義務がない者については添付不要。）

ウ 受託業務実績書（様式3）

※共同企業体にあつては全ての構成企業のことを提出すること。

エ 共同企業体構成書・共同企業体連絡先一覧（様式4、共同企業体の場合）

(2) 提出期限

令和7年2月21日（金）から3月3日（月）午後5時までに必着

(3) 提出先

「問合わせ及び書類提出先」に同じ。

7. 企画提案書の提出

参加申込書等を提出後、参加資格決定通知を受領した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各6部（正本1部、副本5部）提出すること。

なお、郵送の場合は封筒の表に「令和7年度アーバンスポーツによる地域活性化事業業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式6）

イ 業務体制表（様式5）

ウ 参考見積書（任意様式） ※経費内訳も記載すること

(2) 提出期間

令和7年3月3日（月）から3月17日（月）午後3時までに必着

(3) 提出先

「問合わせ及び書類提出先」に同じ。

※ 持参による場合の受付時間は、土日を除く午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）。

8. 受託候補者の選定

令和7年度アーバンスポーツによる地域活性化事業に係る受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション審査により評価を行い、採点合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を第1受託候補者として選定する。また、応募者多数の場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーション審査に付さない場合もある。なお、選考結果等について異議申し立ては、一切受け付けない。

- | | |
|----------|---|
| (1) 審査 | 令和7年3月下旬を予定 |
| (2) 審査会場 | 宇部市役所（正式な日時等は応募者に別途通知） |
| (3) 審査内容 | 提出された資料によるプレゼンテーション |
| (4) 所要時間 | ①準備 5分程度
②プレゼンテーション 20分程度
③質疑応答 15分程度 |

(5) 受託候補者の選定

委員会において審査基準に基づき審査を行う。提案内容等に基づく総合点数（満点）を100点とし、評価点の平均点が60点以上を得た者の中から、もっとも評価点が高い提案者を受託候補者とする。また、2番目に高い提案者を次点者とする。なお、応募者が1者であった場合、評価点の平均点が60点以上であれば受託候補者とする。

9. 参加辞退

「参加申込書」の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出方法 電子メール、郵送又は持参

電子メール、郵送の場合は、送付後に確認のため、電話で連絡すること。
持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出先「問合わせ及び書類提出先」に同じ。

10. 審査基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

	審査項目	評価する内容	配点
①	本事業への理解度	宇部市のアーバンスポーツ振興の方向性やまちづくりとの関連性など、業務の目的や内容等を正しく理解した上で提案されているか。	10
②	提案内容の妥当性及び充実度	【アーバンスポーツを活用したまちづくり】 【UBE URBAN SPORTS FES 2025】 ・施設の活用方法、地域との連携など持続可能なまちづくりの視点があるか。 ・今後の展開を見据えた提案となっているか。 ・アーバンスポーツを宇部の魅力として発信し、集客につながる工夫が盛り込まれた内容となっているか。 ・提案者の強みを活かし、一流選手によるショーやコンテンツを組み合わせ、来場者がアーバンスポーツの魅力を最大限に体感できるイベント内容となっているか。 ・会場の規模等を踏まえ、イベントの企画運営が実効性のある適切な計画となっているか。 ・宇部におけるアーバンスポーツの魅力発信や本イベントの来場者獲得に向け、SNS等の効果的な活用やインパクトのある広報の制作など、PRについて創意工夫ある提案がされているか。 ・独自の自由提案が提案されているか。	70
③	実施体制	・市や関係機関との連絡調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制やスケジュールとなっているか。 ・業務実施に必要なスキルを有した人員を配置しているか。	10
③	実績	・大規模イベントの運営経験があり、円滑な進行を実現できるノウハウを有しているか。 ・過去3年以内に、同種又は類似の事業実績を有しているか。 ・提案内容を実現するための専門的な知識やネットワークを有しているか。	10
	合計		100

11. 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効又は無効となる場合がある。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 提出書類の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、応募者（役員）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 応募資格を満たしていないと認められる場合
- キ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ク その他、市が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

同応募者が複数の企画提案書を提出することを禁じる。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) その他

- ア 応募者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 企画提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

12. 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた全ての応募者に対して郵送で通知する。（3 月下旬を予定）

13. 受託者の決定・契約締結

(1) 仕様書の協議等

契約時の仕様は受託候補者が提案した内容を基本とするが、一部変更する場合がある。受託候補者と市が仕様を調整し、確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は仕様の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し、決定する。

(3) その他

受託候補者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合や交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。

14. 業務実施上の注意点

- (1) 受託者は、本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を 1 名配置すること。また、統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ

等を行うとともに、事業管理を行うこと。

- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに問題解決を図ること。

15. スケジュール

募集、選定、契約等のスケジュールは以下のとおりです。

項目	日程
プロポーザル公募開始	令和7年2月21日(金)
質問書受付期間	令和7年2月21日(金)～2月27日(木) 午後5時
参加表明書受付期間	令和7年2月21日(金)～3月3日(月) 午後5時
質問書回答公表	令和7年3月3日(月)
参加資格決定通知	令和7年3月3日(月)
応募書類受付期間	令和7年3月3日(月)～3月17日(月) 午後3時
選定委員会	令和7年3月下旬予定
受託者の決定・契約締結	令和7年4月予定

16. 問い合わせ及び書類提出先

宇部市観光スポーツ文化部 スポーツ振興課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836(34)8629

FAX 0836(22)6083

電子メール sports@city.ube.yamaguchi.jp